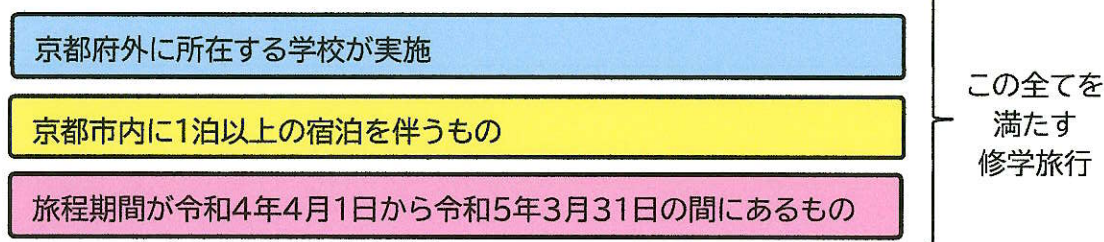


<京都市修学旅行生緊急帰宅支援助成金> * 令和4年度も継続実施

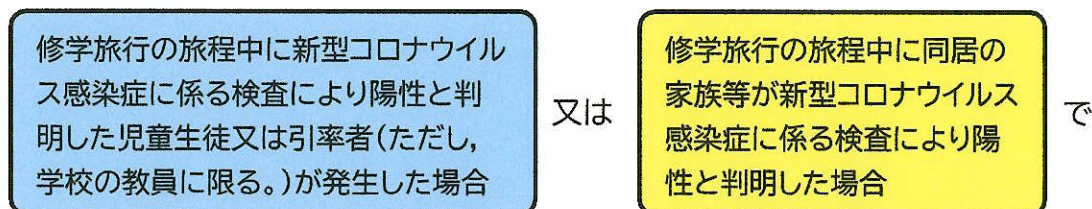
京都市を訪れる修学旅行生等に新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合、その濃厚接触者に該当する可能性のある児童生徒の緊急的な帰宅を支援するため、帰宅に要する交通費を助成します。

- * 帰宅に要する交通手段は各学校において確保をお願いします。
- * 本制度を利用するに当たっての「事前協議」は、帰宅を要する事案が発生した場合に「帰宅前」のタイミングでの協議をお願いするものです。(修学旅行出発前に京都市に旅行実施の事前申告を求める趣旨ではありません。)

●対象となる修学旅行



●対象となるケース



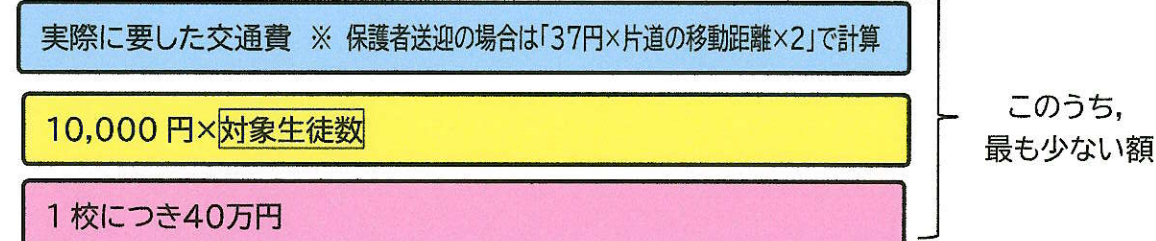
その濃厚接触者に該当する可能性のある児童生徒(対象生徒)が、保健所の助言・指示に基づき、感染症対策を講じたうえで、緊急的に居住地へ帰宅する場合

●対象となる交通費



- ※ 特に必要と認められる場合に限り、上記を組み合わせた交通費を対象とする。
- ※ 助成対象となる移動区間の範囲は京都市内～学校又は対象生徒の自宅

●助成額



●申請方法(各様式は「きょうと修学旅行ナビ」からダウンロード可能)

- 帰宅前** 京都市観光MICE推進室修学旅行担当(電話075-746-2255)に事前協議
※ 夜間休日やMICE室担当者不在時は24時間電話(電話075-708-3676)まで御一報ください。
- 帰宅後** 根拠資料(乗物領収書等)を添付して京都市観光MICE推進室に申請書類を提出